**水上オートバイによる危険行為等に**

**関する対策強化**

**近畿ブロック知事会**

**令和５年１１月**

水上オートバイによる危険行為等に関する対策に関する提言

近年、水上オートバイでの危険な行為による死亡事故が発生するなど、水上オートバイに対する国民の不安感がかつてなく高まっている。

今後、水上オートバイに対する国民の不安を緩和・解消するためにはルール・マナーを守る優良ユーザーの拡大が不可欠である。

一方で、危険操縦や飲酒操縦などルールを守らない悪質なユーザーに対しては、厳しい対応が必要である。海や湖、河川等での水上オートバイによる危険行為等に関する対策は全国的な課題であることから、法律上の規制強化など、下記について要望する。

記

１　危険行為及び飲酒操縦に対する法律上の規制強化

（１）刑事罰の創設

　　条例において刑事罰を規定している都道府県が多いが、危険操縦や飲酒操縦は全国的に共通する課題であるため、法律においても刑事罰の規定を創設すること。

※「船舶職員及び小型船舶操縦者法」では、小型船操縦者（免許取得者）が守るべき遵守事項として、危険操縦や酒酔等操縦の禁止が規定されているが、違反した場合の措置は業務停止等の行政処分にとどまっている。

（２）酒気帯びでの操縦に対する規制

令和３年９月の兵庫県での死亡事故では、操縦者からアルコールが検出された。また、この事例に限らず、これまでの死亡事故でも飲酒後の航走が確認されているケースがある。

アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させるため、酒気帯びでの操縦についても、行政処分の対象とするとともに、刑事罰の規定を創設すること。

２　特殊小型船舶操縦士免許の取得などに関する教習等の強化

特殊小型船舶操縦士免許は２日程度で取得可能であり、インターネット上では比較的容易に資格取得可能なことを強調したサイトも見受けられるため、以下のとおり、教習等の強化を行なうこと。

・学科教習において、危険操縦や酒酔い等操縦に関する内容及び時間を拡充すること。

・５年ごとの更新時の講習についても、講習内容を拡充すること。

・法律上の遵守事項以外にも、マナー等に関する教習・講習を充実させること。

令和５年１１月

近畿ブロック知事会

|  |  |
| --- | --- |
| 福井県知事 | 杉　本　達　治 |
| 三重県知事 | 一　見　勝　之 |
| 滋賀県知事 | 三日月　大　造 |
| 京都府知事 | 西　脇　隆　俊 |
| 大阪府知事 | 吉　村　洋　文 |
| 兵庫県知事 | 齋　藤　元　彦 |
| 奈良県知事 | 山　下　　　真 |
| 和歌山県知事 | 岸　本　周　平 |
| 鳥取県知事 | 平　井　伸　治 |
| 徳島県知事 | 後藤田　正　純 |